

Title	公的部門における法律専門家（三）：その養成と役割の国際比較
Author(s)	高橋, 明男
Citation	阪大法学. 2014, 63(5), p. 285-286
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67990
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

公的部門における法律専門家（三）

—その養成と役割の国際比較—

高橋 明 男

本シリーズは、二〇一二年二月に大阪大学において行われた国際シンポジウム「公的部門における法律専門家——その養成と役割の国際比較——」の基調報告及び報告をもとに、研究論文としての体裁を整えて公表を行っていくものである。本シンポジウムは、後記の科研究によるものであるが、その趣旨については、本シリーズ第一回目の紹介を参照していただけると、幸いである。⁽¹⁾

本シンポジウムにおいては、法曹あるいは法学的知識と素養を備えた者が公的部門において活躍するために、どのような実務修習が求められるのか、そして、現在、彼らが公的部門においてどのような位置・役割を占めており、今後、それがどのように展開しうるか、という二つの課題について、アメリカ、ドイツ、フランス、日本の国際比較が行われた。シンポジウムの基調報告では、この課題に照らした四カ国それぞれの状況が述べられた。さらに、科研究メンバーによって、アメリカ、ドイツ、フランス、日本について行われた実地調査の報告がなされた。⁽²⁾ 基調報告のうち、アメリカ、ドイツ、フランスについては、本シリーズの第一回と第二回において公表済みである。⁽²⁾ 今回、公表するのは、科研究メンバーである立命館大学法科大学院の北村和生教授に、フランスについての実地調査

報告を文献注記等を加えて論文の体裁に整えていたものである。

本研究の対象四カ国の中で、フランスは、法曹資格を有する者がそのまま裁判官、検察官、弁護士、行政官になり得るという意味における法曹一元が行われているアメリカ、ドイツとは異なっており、法曹資格自体が司法官（裁判官と検察官）と弁護士では異なり（法曹二元）、行政官になる上で法曹資格は求められていないことから、司法官、弁護士、行政官の養成過程と養成機関がそれぞれ別個に存在するという特色を有する。また、大学法学部における法学教育はそれぞれの養成過程の前の段階に位置づけられる。公的部門において法律関係の業務を担うのは、法曹ではなく、大学で法律を学び養成過程を経て行政官になる者であるという意味において、わが国と類似する面があるが、わが国と異なっているのは、大学卒業者がそのまま行政官に採用されるのではなく、グラン・ゼコールを構成する国立行政学院、パリ政治学院等において専門的な養成過程を経た後であるという点である。

以上のような特色を有するフランスの大学法学部とそれぞれの養成過程（養成機関）、さらにそれぞれの職を担った後の研修において、特に公的部門で必要となる法律知識と専門知識を習得するために、どのような教育と実務修習が行われ、実際に公的部門で法律関係業務をどのような者が担っているのかについて行われた実証的な調査は、わが国の状況との比較として参考になることが少なくないであろう。

- (1) 高橋明男「公的部門における法律専門家（一）」『阪法六三卷一〇二〇一三年』二二一頁
- (2) ジェフリー・ラバーズ（佐伯彰洋／訳）「アメリカのロースクールにおける公共部門における弁護士養成のアプローチ」『阪法六三卷一〇二一五年』（二〇一三年）、ヤン・ヘンドリック・ディートリックヒ（高橋明男／訳）「法曹優位と専門化傾向の間——ドイツにおける行政法曹——」『阪法六三卷二〇三九九頁』（二〇一三年）、浦中千佳央「フランス公的部門における職員採用と法律分野でのその養成」『阪法六三卷二〇四三三頁』（二〇一三年）参照。日本についての早稲田大学法科大学院の宮川成雄教授報告は、シリーズ第四回で公表予定である。

※本シリーズは、平成二二～二四年度科学研究費補助金（基盤研究（B））「諸外国の法曹養成と官庁・自治体実務修習の関連づけの調査と法科大学院への応用可能性」（研究代表者 高橋明男）の成果である。